(下線部分は改正部分)

新(平成25年4月1日農林水産省告示第810号)

(検査方法)

- 1 (略)
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。
- (1) (略)
- (2) 検査に係る格付の基準

(1)により抽出した試料の単位体ごとに畳表の日本農林規格(平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。以下「日本農林規格」という。)に基づいて検査(検査荷口のたて糸が、日本農林規格に定めるたて糸の基準に適合する旨の証明を受けたものにあつては、たて糸についての検査をその証明の確認に代えることができる。)を行い、その結果、各単位体が適合する日本農林規格の等級のうち最も多くの単位体が適合する等級(以下「格付け等級」という。)以外の等級に適合する単位体を不合格とし、当該不合格単位体数が次の表の左欄に掲げる抜取り枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる不合格単位体数以下であり、かつ、当該不合格単位体のうちに格付け等級に隣接しない下位の等級に適合するものがないときは、当該検査荷口の畳表を日本農林規格の当該格付け等級に格付けする。この場合において、(1)により抽出した試料のうちに、2以上の等級に適合するものがあるときは、その等級のうち最も上位の等級に適合するものとして取り扱うものとする。

抜	取	ŋ	枚	数		不合格単位体数
		(略)		(略)		

(検査方法)

- 1 (略)
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。
- (1) (略)
- (2) 検査に係る格付の基準

(1)により抽出した試料の単位体ごとに畳表の日本農林規格(<u>昭和48年1月12日農林省告第15</u> <u>号</u>。以下「日本農林規格」という。)に基づいて検査(検査荷口のたて糸が、日本農林規格に定めるたて糸の基準に適合する旨の証明を受けたものにあつては、たて糸についての検査をその証明の確認に代えることができる。)を行い、その結果、各単位体が適合する日本農林規格の等級のうち最も多くの単位体が適合する等級(以下「格付け等級」という。)以外の等級に適合する単位体を不合格とし、当該不合格単位体数が次の表の左欄に掲げる抜取り枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる不合格単位体数以下であり、かつ、当該不合格単位体のうちに格付け等級に隣接しない下位の等級に適合するものがないときは、当該検査荷口の畳表を日本農林規格の当該格付け等級に格付けする。この場合において、(1)により抽出した試料のうちに、2以上の等級に適合するものがあるときは、その等級のうち最も上位の等級に適合するものとして取り扱うものとする。

IΗ

抜	取	り	枚	数	不合格単位体数
		(略)		(略)	